

フィロソフィック2・インベストメント・トラストー
ウイントン・パフォーマンス連動
ボンドプラスファンド15-10(豪ドル建)

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／単位型

運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第 4 期

(自 2018年12月 1 日)
(至 2019年11月30日)

管理会社

IQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッド

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、フィロソフィック 2・インベストメント・トラストーウイントン・パフォーマンス連動ボンド プラスファンド15-10（豪ドル建）（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第4期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

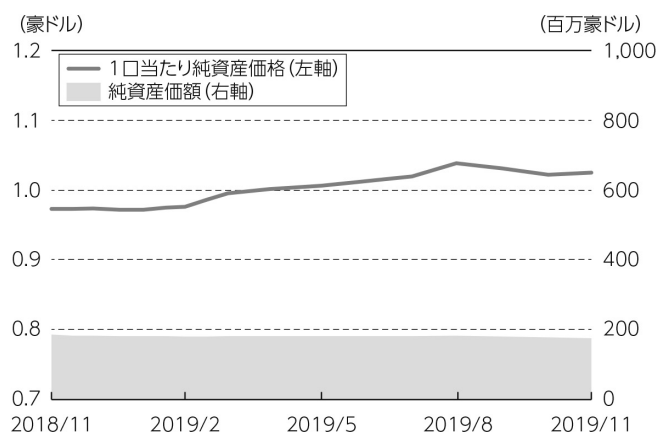
ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託
信託期間	ファンドは、2015年10月9日に運用を開始し、原則として2023年10月13日に終了します。ただし、有価証券報告書に定めるいずれかの方法により早期に償還されることがあります。
運用方針	ファンドの目的は、ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することです。
主要投資対象	特別目的ヴィークルであるシグナム・モメンタム・リミテッド（Signum Momentum Limited）により発行されるゼロ・クーポン債および特別目的会社であるクォーティックス・フィナンシャル・プロダクツⅡリミテッド（Quartix Financial Products II Limited）により発行されるパフォーマンス・リンク債。
ファンドの運用方法	管理会社は、受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、ゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・リンク債に投資することにより、投資目的の達成を目指します。
主な投資制限	管理会社は、当ファンドのために主に以下の投資制限に従います。 （i）管理会社または管理会社の取締役を相手方当事者として取引することができません。 （ii）管理会社または当ファンド以外のいずれかの者に利益をもたらすことを意図された取引を行いません。 （iii）管理会社が、管理会社または当ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、当ファンドの受益者の保護に欠け、または当ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されています。 （iv）空売りされる有価証券の時価総額は、いつでも、当ファンドの直近の純資産価額を超えてはなりません。 （v）デリバティブ取引等の投資指図は行いません。 管理会社は、とりわけ、当ファンドの投資対象の価格の変化、再建もしくは合併、当ファンドの資産からの支払または受益証券の買戻しの結果、上記取引制限に違反しても、直ちに投資対象を売却する必要はありません。しかし、管理会社は、違反が発見された後合理的な期間内に、受益者の利益を考慮しつつ、上記制限を遵守するために合理的で実施可能な手続を取ります。
分配方針	ファンドは、受益者への分配を行わない方針です。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第3期末の1口当たり純資産価格	0.9739豪ドル
第4期末の1口当たり純資産価格	1.0254豪ドル
第4期中の1口当たり分配金合計額	該当事項はありません。
騰落率	5.29%

* 1口当たり純資産価格および純資産価額は、ファンドの定められた存続期間全体にわたる受託報酬、監査費用およびその他の運用費用に対する準備金を含むものであり、これらの費用を発生時に費用計上しているファンドの財務書類の値とは異なる場合があります。

また、騰落率は、上記の1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。

* ファンドは分配を行わない方針であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を記載していません。以下同じです。

* ファンドの購入価格により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

* ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

ファンドの投資対象である8年豪ドル建てゼロ・クーポン債（以下「ゼロ・クーポン債」といいます。）の価格は、前期末は額面の約87.3%で、当期末には額面の約95.5%となりました。また、同じくファンドの投資対象である8年豪ドルパフォーマンス・リンク債（以下「パフォーマンス・リンク債」といいます。）の価格は、前期末には名目元本の約10%でしたが、今期末には名目元本の約7%となりました。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

ファンドは、その資産の大半をゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・リンク債に投資しています。管理会社は、ファンドの設定日の後に算定される純資産額の一部をゼロ・クーポン債に投資することにより、最終買戻日まで受益証券を保有する受益者のために豪ドルによる元本確保の達成を目指します。パフォーマンス・リンク債への投資により、MA WCM FPリミテッド（以下「投資先ファンド」といいます。）のパフォーマンスに対する投資機会を提供します。

ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド（Winton Capital Management Limited）（以下「ウィントン社」といいます。）は投資先ファンドのトレーディング・アドバイザーを務めています。

以下の「マーケットレビュー」および「ザ・ウィントン・ファンドの実績」は、ウィントン社による運用状況に関する説明です。

（第4期：2018年12月1日～2019年11月30日）

マーケットレビュー

当期の株式市場は、12月に世界経済成長に対する懸念が再燃したことで大幅に下落して始まりました。しかし、翌年1月以降は世界の株式市場も一転して上昇基調となり、11月には米国株式の代表的指数であるS & P 500指数が初めて3,100を超えました。

債券市場は、12月の株式市場の急落や1月のFRBのハト派寄りの見通しに呼応して上昇トレンドが形成され、8月まで債券価格は堅調に推移しましたが、9月前半には史上最低水準を付けていたドイツ10年債利回りや米国30年債利回りが一転して急上昇し、多くの国債価格が軒並み下落すると、期末にかけては下落基調となりました。

エネルギー市場では、12月に株式市場で広がった悲観的な投資家心理が波及したことで、原油価格を筆頭に大幅に下落して始まりました。1月に市場は上昇に転じ、揉み合いながらも6月にはWTI原油価格が1バレル当たり58ドルの水準まで回復しました。9月にサウジアラビアの石油施設が攻撃されたことを受けて一時的に急騰する局面があったものの、その後は方向感に欠ける相場となりました。

ザ・ウィントン・ファンドの実績

ザ・ウィントン・ファンド・リミテッド（The Winton Fund Limited）（以下「ザ・ウィントン・ファンド」といいます。）は、ウィントン・ファンド・マネジメント・リミテッド（Winton Fund Management Limited）が運用し、ウィントン社が投資アドバイザーを務める旗艦ファンドの名称です。

当期は債券市場や株式市場から纏まった収益を獲得したものの、エネルギー市場や貴金属市場で損失を計上し、若干のマイナス・パフォーマンスとなりました。最も収益貢献度の高かったセクターは債券セクターでした。次いで、現物株式セクター、通貨セクター、農産物セクターの順でザ・ウィントン・ファンドの収益に貢献しています。一方で、エネルギーセクターや貴金属セクター、畜産物セクターから損失を計上しています。

債券セクターでは、2018年12月から2020年8月にかけて形成された価格上昇トレンドから収益を獲得しました。また、通貨セクターでは、対米ドルで下落トレンドが継続的に見られたユーロが収益源となり、ザ・ウィントン・ファンドは当該セクターから収益を上げました。

一方で、エネルギーセクターでは2019年1月から6月にかけて揉み合いながらも上昇が続いた原油でショート・ポジションを取っていたことが損失要因となった他、貴金属セクターでも金・銀のショート・ポジションを中心に損失を計上しました。

なお、記載されている運用体制はザ・ウィントン・ファンドのものであり、投資先ファンドの運用体制と必ずしも同じではありません。ザ・ウィントン・ファンドと投資先ファンドの証拠金に使用されていない預かり資産の運用方法は必ずしも同じではありません。

※ザ・ウイントン・ファンドのパフォーマンスについて

ウイントン社からは、報告期間に対応するパフォーマンスが提供されていません。ウイントン社から提供された月次のパフォーマンス数値から、2018年12月から2019年11月までの期間について管理会社が計算したところによると、当該期間についてのザ・ウイントン・ファンドのトランシェB（米ドル建て）のパフォーマンスは-0.04%でした。

■ポートフォリオについて

投資先ファンドへの連動率は、前期末は26%でしたが、今期末には15.2%となりました。

受益証券1口当たり純資産価格は、前期末には0.9739豪ドルで、2019年4月26日に1豪ドルを超え、今期末には1.0254豪ドルとなりました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンドは、今後も、ファンド償還時における受益証券1口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求するという投資目的に沿い、ゼロ・クーポン債とパフォーマンス・リンク債への投資を継続します。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬	報酬対象額（募集価格である1豪ドルに評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額をいいます。以下同じです。）の1億豪ドルに相当する部分までについて年率0.30% 1億豪ドルを超える部分について年率0.10% （最低年間報酬20,000豪ドル）	管理報酬は、ファンドの資産の運用管理、受益証券の発行・買戻しの業務の対価として、管理会社に支払われます。
受託報酬	報酬対象額の年率0.12% （最低四半期報酬10,000豪ドル）	受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として、受託会社および管理事務代行会社に支払われます。
保管報酬	報酬対象額の年率0.025%	保管報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として、受託会社および管理事務代行会社に支払われます。
投資顧問報酬	報酬対象額の年率0.25%	投資顧問報酬は、ファンドの投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。
代行協会員報酬	報酬対象額の年率0.10%	代行協会員報酬は、ファンドの受益証券の純資産価格の公表を行い、またファンドの受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社へ送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
販売報酬	報酬対象額の年率0.40%	販売会社報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。
その他の費用（当期）	0.28%	監査費用、買戻手数料にかかる費用、弁護士費用、その他の運用費用等

（注1）各報酬については、有価証券報告書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の財務書類上の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

（注2）各項目の費用は、ファンドが組み入れているゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・リンク債の費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第4会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		一口当たり純資産価格	
	豪ドル	百万円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2016年11月末日)	288,129,719	19,042	0.9480	63
第2会計年度末 (2017年11月末日)	227,064,188	15,007	0.9827	65
第3会計年度末 (2018年11月末日)	185,783,099	12,278	0.9739	64
第4会計年度末 (2019年11月末日)	175,170,936	11,577	1.0254	68
2018年12月末日	181,878,450	12,020	0.9746	64
2019年1月末日	180,690,184	11,942	0.9724	64
2月末日	179,846,868	11,886	0.9765	65
3月末日	181,500,066	11,995	0.9962	66
4月末日	181,048,401	11,965	1.0020	66
5月末日	181,261,805	11,980	1.0066	67
6月末日	181,734,486	12,011	1.0130	67
7月末日	181,081,149	11,968	1.0203	67
8月末日	182,778,998	12,080	1.0389	69
9月末日	180,157,256	11,907	1.0315	68
10月末日	177,588,220	11,737	1.0226	68
11月末日	175,170,936	11,577	1.0254	68

(注1) 上記純資産価額および一口当たり純資産価格は、ファンドの定められた存続期間全体にわたる受託報酬、監査費用、およびその他の運用費用に対する準備金を含むものであり、これらの費用を発生時に費用計上している後記財務書類の値とは異なる場合があります。

(注2) 豪ドルの円貨換算は、便宜上、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=66.09円）によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	325,260,000 (325,260,000)	21,330,000 (21,330,000)	303,930,000 (303,930,000)
第2会計年度	0 (0)	72,870,000 (72,870,000)	231,060,000 (231,060,000)
第3会計年度	0 (0)	40,310,000 (40,310,000)	190,750,000 (190,750,000)
第4会計年度	0 (0)	19,930,000 (19,930,000)	170,820,000 (170,820,000)

(注1) () の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数が含まれます。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された財務書類の原文（英文）を翻訳したものです。
- b. ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文（英文）の財務書類は豪ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝66.09円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

フィロソフィック 2・インベストメント・トラストー

ウイントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）の受託会社御中

（ケイマン諸島の法律に基づき基本信託証書および信託証書補遺により設定されたオープン・エンドのアンブレラ型投資信託）

財務書類の監査に対する報告書

監査意見

我々は、2019年11月30日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の包括利益計算書、資本変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、フィロソフィック 2・インベストメント・トラストーウイントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）（「ファンド」）の財務書類について監査を行った。

我々は、国際財務報告基準に準拠して、2019年11月30日現在のファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度のファンドの運用実績およびキャッシュ・フローについて、真実かつ公正な概観を付与しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（「ISA s」）に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（「IESBA規定」）に準拠してファンドから独立した立場にあり、IESBA規定に準拠して他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

その他の情報は、運用管理情報により構成される。経営陣はその他の情報に対して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および受託会社の責任

経営陣は、国際財務報告基準に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

受託会社は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の報告書は、全体としての受益者に対してのみ作成されており、それ以外のいかなる目的も有しない。我々は、当報告書の内容に関して、いかなる他の人物に対しても責任を負わずまた引受けないものとする。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は受託会社に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2020年4月8日



Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Camana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Main tel: +1 345 949 8444
Fax: +1 345 949 8529
ey.com

Independent Auditors' Report

The Trustee

Philosophic 2 Investment Trust - Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 15-10 (AUD)

(A series trust of an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed and Supplemental Trust Deed under the laws of the Cayman Islands)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Philosophic 2 Investment Trust - Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 15-10 (AUD) (the "Series Trust") which comprise the statement of financial position as at 30 November 2019, and the statement of comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 30 November 2019 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Management and Administration information. Management is responsible for the other information.



Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.



As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

8 April 2020

A member firm of Ernst & Young Global Limited

(1) 貸借対照表

フィロソフィック 2・インベストメント・トラスト
ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10 (豪ドル建)
財政状態計算書
2019年11月30日現在

		2019年11月30日		2018年11月30日	
	注記	豪ドル	千円	豪ドル	千円
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	8, 17	174, 184, 992	11, 511, 886	—	—
売却可能金融資産	8, 17	—	—	182, 383, 002	12, 053, 693
未収利息		—	—	534	35
未収買戻し手数料		24, 700	1, 632	21, 000	1, 388
ブローカーからの未収金		913, 590	60, 379	3, 300, 148	218, 107
現金および現金同等物	9	4, 961, 564	327, 910	3, 445, 540	227, 716
資産合計		180, 084, 846	11, 901, 807	189, 150, 224	12, 500, 938
負債					
未払買戻金		2, 523, 599	166, 785	1, 013, 670	66, 993
未払勘定および未払債務	6	237, 067	15, 668	249, 267	16, 474
負債合計		2, 760, 666	182, 452	1, 262, 937	83, 468
資本					
受益者資本	10	170, 820, 000	11, 289, 494	190, 750, 000	12, 606, 668
売却可能金融資産にかかる準備金		—	—	(3, 221, 388)	(212, 902)
剰余金		6, 504, 180	429, 861	358, 675	23, 705
資本合計	13	177, 324, 180	11, 719, 355	187, 887, 287	12, 417, 471
負債および資本合計		180, 084, 846	11, 901, 807	189, 150, 224	12, 500, 938
発行済受益証券口数	10	170, 820, 000 口		190, 750, 000 口	
受益証券一口当たり純資産価格	13	1. 0380	69 円	0. 9849	65 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

フィロソフィック２・インベストメント・トラスト ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建） 包括利益計算書

2019年11月30日に終了した年度

		2019年		2018年	
	注記	豪ドル	千円	豪ドル	千円
収益					
パフォーマンス・リンク債からの 利息収益	5	1,987,252	131,337	2,259,568	149,335
買戻し手数料にかかる収益	7	373,900	24,711	806,200	53,282
銀行預金からの利息収入		7,024	464	5,838	386
投資収益合計		2,368,176	156,513	3,071,606	203,002
費用					
監査費用		61,290	4,051	57,595	3,806
代行協会員報酬	6	179,213	11,844	207,048	13,684
販売報酬	6	716,851	47,377	828,192	54,735
投資顧問報酬	6	448,032	29,610	517,620	34,210
管理報酬	6	378,665	25,026	407,048	26,902
買戻し手数料にかかる費用	7	370,300	24,473	806,200	53,282
受託報酬および受託事務代行報酬	6	215,055	14,213	248,458	16,421
弁護士費用		22,295	1,473	24,122	1,594
その他の運用費用		46,177	3,052	83,101	5,492
運用費用合計		2,437,878	161,119	3,179,384	210,125
投資有価証券および為替差損益 控除前の純損失		(69,702)	(4,607)	(107,778)	(7,123)
投資有価証券および為替差損益					
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産にかかる実現純利益／（損 失）		295,215	19,511	(735,970)	(48,640)
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産にかかる未実現利益の純変 動		9,015,660	595,845	—	—
純為替差益		98,764	6,527	28,096	1,857
		9,409,639	621,883	(707,874)	(46,783)
当期純利益／（損失）		9,339,937	617,276	(815,652)	(53,906)
その他の包括損失					
売却可能金融資産の公正価値の変動		—	—	(1,591,965)	(105,213)
処分にかかる利益		—	—	351,828	23,252
		—	—	(1,240,137)	(81,961)
当期包括利益／（損失）合計		9,339,937	617,276	(2,055,789)	(135,867)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）

資本変動計算書

2019年11月30日に終了した年度

	発行済受益証券口数 (注記10)	受益者資本 (注記10)		売却可能金融資産にかかる準備金 (注記8)		剰余金		資本合計	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円	豪ドル	千円	豪ドル	千円
2017年12月1日現在	231,060,000	231,060,000	15,270,755	(1,981,251)	(130,941)	184,952	12,223	229,263,701	15,152,038
2018年度の資本変動									
受益証券買戻し	(40,310,000)	(40,310,000)	(2,664,088)	—	—	989,375	65,388	(39,320,625)	(2,598,700)
純損失	—	—	—	—	—	(815,652)	(53,906)	(815,652)	(53,906)
その他の包括損失	—	—	—	(1,240,137)	(81,961)	—	—	(1,240,137)	(81,961)
2018年11月30日現在	190,750,000	190,750,000	12,606,668	(3,221,388)	(212,902)	358,675	23,705	187,887,287	12,417,471
I F R S 第9号適用による影響	—	—	—	3,221,388	212,902	(3,221,388)	(212,902)	—	—
修正再表示額	190,750,000	190,750,000	12,606,668	—	—	(2,862,713)	(189,197)	187,887,287	12,417,471
2019年度の資本変動									
受益証券買戻し	(19,930,000)	(19,930,000)	(1,317,174)	—	—	26,956	1,782	(19,903,044)	(1,315,392)
純利益	—	—	—	—	—	9,339,937	617,276	9,339,937	617,276
2019年11月30日現在	170,820,000	170,820,000	11,289,494	—	—	6,504,180	429,861	177,324,180	11,719,355

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

フィロソフィック２・インベストメント・トラスト
ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）
キャッシュ・フロー計算書
2019年11月30日に終了した年度

		2019年		2018年	
	注記	豪ドル	千円	豪ドル	千円
運用活動からのキャッシュ・フロー					
当期純利益／（損失）		9,339,937	617,276	(815,652)	(53,906)
以下への調整：					
利息収入		(1,994,276)	(131,802)	(2,265,406)	(149,721)
買戻し手数料にかかる収益	7	(373,900)	(24,711)	(806,200)	(53,282)
買戻し手数料にかかる費用	7	370,300	24,473	806,200	53,282
未払勘定および未払負債の減少		(12,200)	(806)	(25,831)	(1,707)
運用から発生した／に使用された現金		7,329,861	484,431	(3,106,889)	(205,334)
受取利息		1,994,810	131,837	2,369,296	156,587
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる実現（純利益）／損失		(295,215)	(19,511)	735,970	48,640
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる未実現利益の純変動		(9,015,660)	(595,845)	—	—
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却にかかる受取額		19,525,143	1,290,417	38,504,781	2,544,781
運用活動から発生した現金純額		19,538,939	1,291,328	38,503,158	2,544,674
財務活動からのキャッシュ・フロー					
受益証券買戻し支払		(18,022,915)	(1,191,134)	(42,366,043)	(2,799,972)
財務活動に使用された現金純額		(18,022,915)	(1,191,134)	(42,366,043)	(2,799,972)
現金および現金同等物の純増加／（減少）		1,516,024	100,194	(3,862,885)	(255,298)
期首現在現金および現金同等物		3,445,540	227,716	7,308,425	483,014
期末現在現金および現金同等物	9	4,961,564	327,910	3,445,540	227,716

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

フィロソフィック 2・インベストメント・トラストー
ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）
財務書類に対する注記
2019年11月30日に終了した年度

注 1. ファンド

フィロソフィック 2・インベストメント・トラスト（「トラスト」）は、ケイマン諸島の法律に従い、IQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッド（「管理会社」）およびH S B Cトラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）の間に締結された2015年 3月20日付基本信託証書に基づいて設立された、オープン・エンドのアンブレラ型投資信託である。管理会社は、旧ムーア・マネジメント（バーミューダ）リミテッドとして知られ、2019年 3月25日付でその商号をIQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッドに変更した。トラストは、適用される当該ファンドに帰属する資産および負債の別のポートフォリオまたはファンドを創設、設立することができるアンブレラ型投資信託として設立された。

ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド15-10（豪ドル建）（「ファンド」）は、2015年 8月12日に受託会社および管理会社との間に締結された基本信託証書および補遺信託証書に従って設立されたトラストのファンドである。2019年11月30日現在、2本のファンドが設立されている。

ファンドの投資目的は、ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することである。管理会社は、受益証券の発行手取金の全額を、シグナム・モメンタム・リミテッド（Signum Momentum Limited）（「ゼロ・クーポン債発行会社」）により発行される8年豪ドル建てゼロ・クーポン債（「ゼロ・クーポン債」）およびクォーティックス・フィナンシャル・プロダクツIIリミテッド（Quartix Financial Products II Limited）（「パフォーマンス・リンク債発行会社」）により発行される8年豪ドル建てパフォーマンス・リンク債（「パフォーマンス・リンク債」）に投資することにより、かかる投資目的を達成することを目指す。ゼロ・クーポン債は、債券満期日までゼロ・クーポン債を保有したゼロ・クーポン債の保有者に対して元本の100%（豪ドル建て）を提供することを目指す。ゼロ・クーポン債への投資分および一定の費用の支払分を控除した残りの純受取額は、パフォーマンス・リンク債に投資される。パフォーマンス・リンク債への投資により、投資者に対し、MA WCM F Pリミテッド（MA WCM FP Limited）（「投資先ファンド」）のパフォーマンスへのエクスポージャーが提供される。

ファンドは、2023年10月13日付で、または基本信託証書に記載されるその他の終了事由の発生により償還される予定である。

注 2. 会計方針および開示の変更

2018年12月 1 日に開始する会計年度に公表済みであり施行済みの新規および改訂済みの基準ならびに解釈

ファンドは、2018年12月 1 日以降に開始する会計年度から適用される一定の基準および改訂を初めて適用した。その他の多くの新たな基準も、2018年12月 1 日から適用されるが、ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものではない。

新たな基準および改訂の性質ならびに影響は以下のとおりである。

国際財務報告基準（「I F R S」）第 9 号 金融商品

ファンドは、2018年12月 1 日付で発効した I F R S 第 9 号「金融商品」を適用した。I F R S 第 9 号は、国際会計基準（「I A S」）第39号「金融商品：認識および測定」を置き換え、分類および測

定、減損ならびにヘッジ会計に対する新たな要件を導入するものである。I F R S 第9号は、当初適用日である2018年12月1日時点ですでに認識が中止されている項目には適用されない。

(a) 分類および測定

ファンドは、当初適用日現在で金融商品の分類を査定しており、そのような分類を遡及的に適用している。この査定に基づき、

- 債務商品は、ファンドの投資目的に沿って取得され、満期日前の一切の売却はファンドの投資者が行う早期償還の資金調達を目的としている。そのため、投資有価証券の売却は単に付随的なものであり、契約上のキャッシュ・フローのみを回収するか、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ通常の事業の過程において金融資産を売却することのいずれかが達成されるものではない。したがって、当該投資有価証券は、損益を通じて公正価値（「F V P L」）で測定される。
- それまで貸付金および未収金と分類されていた金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有され、元本および利息の支払のみを表すキャッシュ・フローを生み出している。したがって、そのような金融商品は、引き続き I F R S 第9号に基づき償却原価で測定される。
- I F R S 第9号に基づく金融負債の分類は、I A S 第39号に基づく分類と概ね同一である。I F R S 第9号に基づく負債の分類による測定への主な影響は、信用リスクの変動に起因する F V P L で指定された金融負債にかかる損益の要素に関するものである。I F R S 第9号では、そのような要素が損益の会計上のミスマッチを生じさせたり拡大させたりしない限り、そのような要素をその他の包括利益で認識することが求められており、その場合、当該負債にかかるすべての損益(信用リスクの変化の影響を含む)を純損益で表示しなければならない。ファンドは、F V P L の金融負債を指定していない。したがって、この要件はファンドに影響を及ぼさない。

(b) 減損

I F R S 第9号は、ファンドに対し、12か月または存続期間にわたるすべての貸付金および未収金の予想信用損失（「E C L」）を計上することを要求している。ファンドの信用リスクに対する限定されたエクスポージャーを考慮すると、かかる改訂は財務書類に重大な影響を及ぼさなかった。ファンドは、金融の要素を持たず、残存する満期までの期間が12か月を超えない償却原価での未収金のみを保有しているため、E C L に対する一般的なアプローチと同様のアプローチを採用している。

(c) ヘッジ会計

ファンドは、I A S 第39号に基づくヘッジ会計を適用しておらず、I F R S 第9号に基づくヘッジ会計も適用しない。

I F R S 第9号の適用の影響

I F R S 第9号の分類および測定の要件は、2018年12月1日の当初適用日時点で、遡及的に適用されている。しかし、ファンドは、比較情報の修正再表示をしないオプションを活用することを選択している。したがって、前年度の数値は、I A S 第39号に基づき表示され測定される。以下の表には、I A S 第39号に従った当初の測定カテゴリーならびにファンドの2018年12月1日現在の金融資産および金融負債に対する I F R S 第9号に基づく新たな測定カテゴリーが表示されている。

金融資産

2018年12月1日	I A S 第39号 分類	I A S 第39号 測定 (豪ドル)	I F R S 第 9 号 分類	I F R S 第 9 号 測定 (豪ドル)
売却可能金融資産	売却可能証券	182,383,002	F V P L	182,383,002
未収利息	貸付金および未収金	534	償却原価	534
未収買戻し手数料	貸付金および未収金	21,000	償却原価	21,000
ブローカーからの未収金	貸付金および未収金	3,300,148	償却原価	3,300,148
現金および現金同等物	貸付金および未収金	3,445,540	償却原価	3,445,540

金融負債

2018年12月1日	I A S 第39号 分類	I A S 第39号 測定 (豪ドル)	I F R S 第 9 号 分類	I F R S 第 9 号 測定 (豪ドル)
未払買戻金	その他の金融負債	1,013,670	償却原価	1,013,670
未払勘定および未払債務	その他の金融負債	249,267	償却原価	249,267

ファンドの金融商品の特性ならびにそれらの管理に対するアプローチに沿って、ファンドは、当初適用日付でいかなる取り消しも新たな指定も行っていない。I F R S 第 9 号による、測定カテゴリーの変更からのファンドの金融商品の帳簿価格に対する変更はなかった。I A S 第39号に基づき、売却可能に分類されていたすべての金融資産は、現在では I F R S 第 9 号に基づき F V P L に分類される。貸付金および未収金に分類され、償却原価で測定されていたすべての金融資産は、引き続き償却原価で測定される。さらに、I F R S 第 9 号に基づく E C L モデルの適用によるファンドの償却原価で評価される金融資産の帳簿価格への重大な変更はなかった。償却原価で評価される金融商品の帳簿価格は、I F R S 第 9 号へ移行した後も、引き続き移行日付の当該金融商品の公正価値に近似する。

ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼす、2018年12月1日に開始する会計年度から適用されるその他の新規基準および既存の基準の改訂はない。

2018年1月1日に開始する会計年度に公表済みであるが未施行であり、早期適用されない新規および改訂済み基準ならびに解釈

ファンドに重要な影響を及ぼすと予想される、公表済みであるがファンドの財務書類の公表日まで未施行の基準および解釈はない。

注3. 重要な会計判断、見積りおよび仮定

ファンドの財務書類の作成には、経営陣が収益、費用、資産および負債の報告金額ならびに付随する開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。これらの仮定や見積りに不確実性がある場合、結果として、将来の期間に影響を及ぼす資産または負債の帳簿価額に対する重大な調整が必要となることがある。

判断

ファンドの会計方針を適用する過程で、経営陣は以下の判断を行ったが、それにより財務書類において認識される金額に最も重要な影響を及ぼしている。

継続企業の前提

ファンドの経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力についての評価を行い、ファンドが予想可能な将来にわたって事業を継続するための資源を有していることに満足している。さらに、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような重大な不確実性を

認識していない。したがって、本財務書類は、継続企業の前提ベースで作成されている。

税制

複雑な税制の解釈および外国源泉徴収税にかかる税法の変更に関して、不確実性が存在する。幅広い国際投資を考慮すると、実際の投資収益と行われた仮定との間に生じる差異、またはそのような仮定に対する将来の変更により、すでに計上された税金費用に対する将来の調整が必要となる可能性がある。ファンドは、投資先各国の税務当局による監査の結果生じうる合理的な見積りに基づき、引当金を設定する。当該引当金の金額は、過去の税務監査の経験ならびに課税主体および責任税務当局による税務規制の解釈の相違等の様々な要因に基づく。このような解釈の相違は、各投資先の所在地における状況によって、多種多様な問題を生じさせる可能性がある。ファンドは、税金に関する訴訟およびその後のキャッシュ・アウトフローが生じる可能性はほとんどないと評価しているため、偶発債務は認識されていない。

注 4. 重要な会計方針の概要

遵守の表明

本財務書類は、国際会計基準審議会（「IASB」）により発行されるIFRSおよびIASBの国際財務報告解釈指針委員会（「IFRIC」）により発行される解釈に従って作成されている。採用された会計方針は、注記 2 で開示されているものを除き、前会計年度の会計方針と一致している。

作成の基礎

本財務書類は、公正価値で測定されている、損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、取得原価主義に基づき作成されている。本財務書類は、ファンドの機能通貨でもあるオーストラリア・ドル（「豪ドル」）で表示され、別段の記載がない限り、すべての数値につき 1 豪ドル以下が四捨五入されている。

収益の認識

収益は、ファンドへの経済利益の流入が見込まれ、収益が信憑性をもって予測される場合に認識される。利息収入は、残存元本および適用ある現行の金利を考慮し、時間比例配分ベースで認識される。

金融商品

（i A）分類 - 2018年12月 1 日以降の方針（IFRS 第 9 号）

ファンドは、IFRS 第 9 号に従い、当初認識時に金融資産および金融負債を以下の金融資産および金融負債のカテゴリーに分類している。

金融資産

ファンドは、償却原価で測定されるか、またはFVPLで測定される金融資産を、以下の両方に基づいて、その後測定される金融資産に分類する。

- 金融資産を管理するための事業体のビジネス・モデル
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

債務商品は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とするビジネス・モデル内で保有されている場合には償却原価で測定され、契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが生じる。ファンドのかかるカテゴリーには、未収利息、未収買戻し手数料、ブローカーからの未収金、現金および現金同等物が含まれる。

FVPLで測定する金融資産

以下の場合、金融資産はFVPLで測定される。

- （a）契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみ（SPPI）であるキャッシュ・フローが生じるものではない。

- (b) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、売却することの両方を目的とするビジネス・モデル内で保有されていない。
- (c) 当初認識時に、F V P Lで測定されるように取消不能に指定されている場合、資産または負債の測定から生じるであろう測定または認識の矛盾を排除するか著しく減少させ、または異なる基準に基づいてそれらの損益を認識することを目的とする。

ファンドは、かかるカテゴリーに以下を含める。

- 債務商品。これらは、投資収益および時価評価による利益を公正価値ベースで管理するためのビジネス・モデルに基づき保有される投資有価証券を含む。

金融負債

償却原価で測定する金融負債

このカテゴリーには、F V P Lで測定されるもの以外のすべての金融負債が含まれている。ファンドは、かかるカテゴリーに未払買戻金、未払金、未払債務を含める。

(i B) 分類 - 2018年12月1日以前の方針(I A S 第39号)

ファンドは、I A S 第39号「金融商品:認識および測定」に従い、金融資産および金融負債を当初認識時に以下のカテゴリーに分類している。

売却可能証券

売却可能証券に分類された金融資産は、無期限での保有を意図したものであり、受益証券の償還から生じる利用可能な現金資産の変動に対応するために売却されることがある。ファンドは、その投資有価証券を「売却可能金融資産」として分類する。

貸付金および未収金

貸付金および未収金は、活発な市場で値付けされない、固定または決定可能な支払を有する非デリバティブ金融資産である。ファンドは、かかるカテゴリーに未収利息、未収買戻し手数料およびブローカーからの未収金に関する金額を含める。

その他の金融負債

このカテゴリーには、売買目的保有に分類されたもの以外のすべての金融負債が含まれる。ファンドは、かかるカテゴリーに未払買戻金ならびに未払勘定および未払債務に関する金額を含める。

(ii) 認識

ファンドは、金融商品の契約条項の当事者となる場合、およびその場合に限り、金融資産または負債を認識する。一般的に市場での規則または慣習によって定められた期間内に資産の引渡しを必要とする金融資産の購入または売却(通常取引)は、取引日、すなわち、ファンドが資産の購入または売却を約定する日に認識される。

(iii) 当初の測定

F V P Lの金融資産は、当初、公正価値で財政状態計算書に計上される。そのような金融商品のすべての取引費用は、損益で直接認識される。

金融資産(F V P Lに分類されるものを除く)は、当初公正価値に取得または発行に直接起因する追加費用を加算した金額で測定される。

(iv) 後日の測定

ファンドは、当初測定後、公正価値でF V P Lに分類される金融商品を測定する。これらの金融商品の公正価値のその後の変動は、包括利益計算書において「損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純利益または損失」に計上される。これらの金融商品にかかる受領または支払利息および配当金は、包括利益計算書において、利息収益または費用および配当収益または費用として別個に計上される。

F V P Lに分類される金融負債以外の金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。利益および損失は、負債の認識が中止された時点で、ならびに償却プロセスを通じて、損益で認

識される。

実効金利法は、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、関連する期間にわたって受取利息または支払利息を配分する方法である。実効金利とは、金融商品の予想耐用年数、または適切な場合には、それより短い期間を通じて、予想される将来の現金支払または受領を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額に正確に割引く利率である。ファンドは、実効利率を計算する際に、金融商品の契約条件をすべて考慮したキャッシュ・フローを見積もるが、将来の信用損失は考慮していない。この計算には、実効利率、取引コストおよびその他すべてのプレミアムまたはディスカウントの不可欠な部分である、契約当事者間で支払われたまたは受領されたすべての報酬が含まれる。

(v) 認識の中止

金融資産（または、適切な場合には、金融資産の一部または類似金融資産のグループの一部）は、以下の場合に認識の中止となる。

- 資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅している。
- ファンドが、資産からのキャッシュ・フローを受領する権利を移転した、または「パススルー」契約に基づいて受領したキャッシュ・フローの全額を第三者に遅滞なく支払う義務を受けた、および
- 次のいずれか(a) ファンドは資産に関するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転した、または(b) ファンドは資産に関するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転も留保もしていないが、資産の支配権を移転した。

ファンドが資産からのキャッシュ・フローを受領する権利を移転（またはパススルー契約を締結）する場合、ならびに当該資産に関するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転も留保もしておらず、資産の支配権も移転していない場合、当該資産は、ファンドの資産に対する継続的関与の程度に応じて認識される。その場合、ファンドは関連負債をも認識する。移転された資産および関連負債は、ファンドが保持している権利および義務を反映した方式で測定される。

ファンドは、負債に基づく義務が免責、取消または満了した場合に、金融負債の認識を中止する。

公正価値測定

ファンドは、各報告期間において、金融商品を公正価値で測定する。公正価値は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却により受領するであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格である。公正価値測定は、資産の売却または負債の移転が、以下のいずれかの市場において発生するとの前提に基づく。

- 当該資産または負債にとっての主要な市場、または
- 主要な市場がない場合は、当該資産または負債にとっての最も有利な市場。

主要な市場または最も有利な市場は、ファンドにとって利用可能なものでなければならない。

資産または負債の公正価値は、市場参加者は自身の経済的利益の最大化のために活動するとの仮定の下で、資産または負債の価格設定を行う場合に市場参加者が利用するであろう前提を用いて測定される。

非金融資産の公正価値の測定は、市場参加者がその資産を最高かつ最良に使用するか、またはその資産を最高かつ最良に使用する他の市場参加者に売却することにより、経済的利益を生み出す市場参加者の能力を考慮に入れる。

金融商品の公正価値は、公認の取引所における取引相場に基づいており、取引所で取引されていない金融商品の場合には、将来の見積売却費用を控除することなく、報告日における最終取引価格もしくは信用におけるブローカーまたは相手方から調達した価格で評価される。

活発な市場で取引されていないその他のすべての金融商品については、状況に応じて適切と判断される評価手法を用いて公正価値を決定している。評価技法には、市場アプローチ(すなわち、必要

に応じて調整された直近の独立企業間市場取引を使用し、実質的に同一である他の金融商品の現在の時価を参照すること)およびインカム・アプローチ(すなわち、利用可能で支持可能な市場データをできるだけ多く利用するディスカウント・キャッシュ・フロー分析およびオプション価格モデル)が含まれる。

公正価値が測定されるまたは財務書類において開示されるすべての資産および負債は、公正価値ヒエラルキーに分類され、公正価値測定全体にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づき、以下のとおり記載される。

- レベル1-活発な市場における同一の資産または負債の公表市場価格(未調整)
- レベル2-公正価値測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに対する評価技法が、直接的または間接的に観測可能である場合
- レベル3-公正価値測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに対する評価技法が、観測不能である場合

定期的に財務書類において認識される資産および負債については、ファンドは、各報告期間末時点で(公正価値測定全体にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づいて)分類を再評価することにより、ヒエラルキー内のレベル間で移動が生じたかどうかを決定する。

金融資産の減損

2018年12月1日以降の方針(I F R S第9号)

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失が2段階で認識される一般的なアプローチの下で減損引当金が認識される。当初認識以降、信用リスクの著しい増加が生じていない信用エクスポージャーについては、ファンドは、今後12ヶ月以内に起こりうる債務不履行事由から生じる信用損失に備えることが要求される。当初認識以降、信用リスクの著しい増加が生じている信用エクスポージャーについては、債務不履行時期にかかわらず、エクスポージャーの残存期間にわたり予想される信用損失に対する損失引当金の計上が要求される。

2018年12月1日以前の方針(I A S第39号)

ファンドは、各報告日に、金融資産または金融資産グループが減損したか否かを査定した。資産の当初認識後に一または複数の事象が発生(「損失事象の発生」)し、かつ、当該損失事象が、信頼性をもって見積れる金融資産または金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼした結果、減損の客観的な証拠が存在する場合のみ、金融資産または金融資産のグループは減損しているとみなされた。

減損の証拠には、債務者または債務グループが、著しい財政難、債務不履行または利息や元本の滞納に陥っていること、破産もしくはその他の金融再編成の可能性があること、および債務不履行に関連した延滞または経済状況への変更等を示唆するような見積将来キャッシュ・フローの大幅な減少を観察可能データが示している場合が含まれた。減損損失が発生していることを示す客観的な証拠がある場合には、当該損失の金額は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フロー(発生していない将来のE C Lを除く)の現在価値との差額として、当該資産の当初の実効利率を用いて割り引いて測定された。資産の帳簿価額は引当金勘定の使用を通じて減少し、損失額は損益の項目で「信用損失費用」として認識された。

外国通貨建取引

ファンドの機能通貨かつ表示通貨は豪ドルである。機能通貨は、ファンドがその運用により主として現金を生じる、また費消する通貨を表している。

機能通貨以外の通貨による会計期間中の取引は、取引日における実勢為替レートで記録される。外国通貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間における実勢為替レートで再換算される。外国通貨建取引に係る実現および未実現為替損益は、為替純利益または為替純損失として包括利益計算書の借方または貸方に記入される。

外国通貨建の取得原価で測定されている非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算される。外国通貨建の公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の為替レートを用いて換算される。

2019年11月30日現在の有効為替レートは、1豪ドル=0.6775米ドルであった（2018年：1豪ドル=0.7314米ドル）。

関連当事者

当事者が以下に該当する場合、ファンドの関連当事者とみなされる。

- (a) 当事者が、個人またはその個人の家族の近親者であり、かつ、当該個人が以下のいずれかに該当する場合。
 - (i) ファンドに対して支配または共同支配を有する場合。
 - (ii) ファンドに対して重大な影響力を有する場合。
 - (iii) ファンドまたはファンドの親会社の主要な経営幹部の一員である場合。
- (b) 当事者が、以下のいずれかに該当する事業体の場合。
 - (i) 事業体およびファンドが同一のグループの一員である場合。
 - (ii) 一方の事業体が他方の事業体の関連会社またはジョイント・ベンチャー（またはその他の事業体の親会社、子会社もしくは兄弟会社）である場合。
 - (iii) 事業体およびファンドが同一の第三者のジョイント・ベンチャーである場合。
 - (iv) 一方の事業体が第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の事業体が当該第三者の関連会社である場合。
 - (v) 事業体がファンドまたはファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である場合。
 - (vi) 事業体が(a)で識別された個人により支配または共同支配されている場合。
 - (vii) (a)(i)で識別された個人が当該事業体に対して重大な影響力を有しているか、または当該事業体（または当該事業体の親会社）の主要な経営幹部の一員である場合。
 - (viii) ファンドに対し経営幹部サービスを提供する事業体または当該事業体の一部を成すファンドの構成員である場合。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、定期預金および金額が確定する現金に容易に換金でき、価値の変動が少ない、短期で流動性の高い投資である。当座預金は、取得原価により繰り越される。

その他の通貨建ての現金および現金同等物は、報告日現在の適用為替レートで豪ドルに換算される。

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物は、当座預金により構成される。

受益者資本

買戻可能受益証券は、以下の場合において、資本性金融商品として分類される。

- ファンドが清算される場合、ファンドの純資産に対する持分に比例した権利を保有者に付与する。
- 他のすべてのクラスの金融商品に対して劣後する金融商品クラスに属している。
- 他のすべてのクラスの金融商品に対して劣後する金融商品クラスに属する商品が、同じ特性を有する。
- ファンドの純資産の比例持分に対する保有者の権利以外に、現金またはその他の金融資産を引き渡すようないかなる契約上の義務も含まない。
- 買戻可能受益証券に帰属する、存続期間中の予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に、当該金融商品の存続期間にわたる損益、ファンドの認識された純資産の変動、または認識された純資産および未認識純資産の公正価値の変動に基づく。

上記の特性すべてを有する買戻可能受益証券に加え、ファンドは、以下の特性を有する他の金融商品または契約を有してはならない。

- キャッシュ・フローの総額が、実質的にファンドの損益、認識された純資産の変動、または認識された純資産および非認識純資産の公正価値の変動に基づく。

- 金融商品保有者に残存持分を返還することを、実質的に制限または固定することができる。

ファンドは、継続的に、買戻可能参加受益証券の分類について評価を行っている。買戻可能参加受益証券が資本に分類されるすべての特性および条件を充足しなくなった場合、ファンドは、当該買戻可能参加受益証券を金融負債に再分類し、再分類日付の公正価値で測定する。過去の帳簿価格からの差異は、資本において認識されるものとする。その後、買戻可能受益証券が資本に分類されるすべての特性および条件を充足した場合には、ファンドは、当該買戻可能受益証券を資本性金融商品に再分類し、再分類日付の負債の帳簿価格で測定する。

買戻可能参加受益証券の発行、取得および消却は、資本性取引として計上される。受益証券の発行時に受領した対価は資本に含められる。

ファンドが保有する資本性金融商品の購入、売却、発行、買戻しまたは消却にかかる、包括利益計算書に認識される損益は無い。

ファンドの将来的費用に係る準備金

英文目論見書（「英文目論見書」）に記載されているとおり、ファンドは、管理事務報酬、監査費用およびその他の運用費用を含む、管理会社が定めるファンドの存続期間にわたりサービス・プロバイダーに対して支払われるべき特定の費用に関して準備金を設立時に設定した。かかる報酬への前払いの準備金は、買戻しが生じた場合に、ファンドの設立時に約定されたかかる費用の不均等な配分を残すことにより、継続する投資家が不利益を被らないよう保証することを意図している。これらの準備金は、直近の会計期間における、公表された純資産価額に全額反映されている。

本財務書類は、IFRSに従い作成されている。一定の当該準備金は、ファンドの存続期間全体にわたり提供される業務に関連する費用への準備金を表しており、そのためIFRSに従い当該期間においてファンドの存続期間全体にわたり認識されることが要求されている。

したがって、これらの準備金が将来期間において発生する費用に関連している場合には、これらは包括利益計算書および財政状態計算書から除外されている。これら準備金の包括利益計算書および財政状態計算書からの除外は、上記の理由により、公表された純資産価額との比較において差異を生じさせる結果となるため、本財務書類の注記13において調整について記載している。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益

FVPLで測定する金融資産にかかる純損益は、当初認識時にFVPLと指定された金融資産の公正価値の変動であり、利息収益を除外している。

未実現損益は、当期の金融商品の公正価値の変動および報告期間に実現した金融商品に対する前期の未実現損益の戻入れにより構成される。

損益を通じて公正価値に分類される金融商品の処分にかかる実現損益は、加重平均法を用いて計算されるが、これらは金融商品の当初帳簿価額と処分金額の差額を表している。

注5. パフォーマンス・リンク債からの利息収入

英文目論見書の別紙2に従い、パフォーマンス・リンク債の名目元本額に対して年率で0.895%、加えてパフォーマンス・リンク債の名目元本額の1億豪ドル以下の部分に対して年率で0.30%、パフォーマンス・リンク債の名目元本額の1億豪ドルを超える部分に対して年率で0.10%の金額が、2015年10月30日から債券満期日までの毎月15日（当該日が営業日でない場合にはその直前の営業日）および最終営業日、パフォーマンス・リンク債の保有者に対して、後払いで支払われる。

当期中のパフォーマンス・リンク債からの利息収入は、1,987,252豪ドル（2018年：2,259,568豪ド

ル) にのぼった。

注6. 報酬

受託報酬および管理事務代行報酬

受託会社および管理事務代行会社は、最低四半期報酬を10,000豪ドルとする、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、募集価格に発行済受益証券の口数を乗じた金額（「報酬対象額」）の年率0.12%の金額の受託報酬を受領する権利を有する。受託会社および管理事務代行会社は、商慣習に基づく事務処理報酬を受領する権利を有する。さらに、受託会社は、当初払込日後できる限り速やかに支払われる設定報酬5,000豪ドルを受領する権利を有する。また、受託会社および管理事務代行会社は、トラストの資産の保管のために、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、保管資産の年率0.025%の保管手数料を受領する権利を有する。

当期中の受託報酬および管理事務代行報酬は、215,055豪ドル（2018年：248,458豪ドル）にのぼり、2019年11月30日現在、その内19,850豪ドル（2018年：22,034豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「代行協会員兼販売会社」）は、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。

当期中の代行協会員報酬は、179,213豪ドル（2018年：207,048豪ドル）にのぼり、2019年11月30日現在、その内16,542豪ドル（2018年：18,362豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

販売報酬

また、代行協会員兼販売会社は、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.40%の販売報酬を受領する権利を有する。

当期中の販売報酬は、716,851豪ドル（2018年：828,192豪ドル）にのぼり、2019年11月30日現在、その内66,166豪ドル（2018年：73,447豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

管理報酬

管理会社は、最低年間報酬を2万豪ドルとする、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、報酬対象額の1億豪ドルに相当する部分までについて年率0.30%、および1億豪ドルを超える部分について年率0.10%に相当する管理報酬を受領する権利を有する。また、管理会社は、ファンドの資産から、当初払込日後できる限り速やかに支払われる設定報酬6万米ドルを受領する権利を有する。

当期中の管理報酬は、378,665豪ドル（2018年：407,048豪ドル）にのぼり、2019年11月30日現在、その内35,720豪ドル（2018年：37,540豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

投資顧問報酬

三菱UFJ国際投信株式会社（「投資顧問会社」）は、各評価日に発生し計算され、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。

当期中の投資顧問報酬は、448,032豪ドル（2018年：517,620豪ドル）にのぼり、2019年11月30日現在、その内41,354豪ドル（2018年：45,904豪ドル）が未払いであり、かつ未払勘定および未払債務に含まれている。

注7. 買戻し手数料

買戻し手数料にかかる収益

英文目論見書の別紙2に従い、管理会社は、以下のスライディング・スケール方式に基づきファンドの勘定で計算される買戻し手数料を、買い戻される各受益証券の未払買戻し手取金から控除することができる。

- ファンドの開始日から2017年11月第一営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、募集価格で買い戻された発行済受益証券口数を乗じて算定される金額の3%とする。
- 2017年11月第一営業日（同日を含む。）から2019年11月第一営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、募集価格で買い戻された発行済受益証券口数を乗じて算定される金額の2%とする。
- 2019年11月第一営業日（同日を含む。）から2020年11月第一営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、募集価格で買い戻された発行済受益証券口数を乗じて算定される金額の1%とする。
- 2020年11月第一営業日以降、買戻し手数料は課されない。

買戻し手数料にかかる費用

パフォーマンス・リンク債の条項に従い、パフォーマンス・リンク債発行会社はスライディング・スケール方式に従い早期買戻し手数料を課す。

- 2015年10月20日のパフォーマンス・リンク債の発行日（同日を含む。）から2017年10月の最終営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、関連流通市場において取引日現在買い戻された元本の3%とする。
- 2017年10月の最終営業日（同日を除く。）から2019年10月の最終営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、関連流通市場において取引日現在買い戻された元本の2%とする。
- 2019年10月の最終営業日（同日を除く。）から2020年10月の最終営業日（同日を含む。）までの期間において、かかる手数料は、関連流通市場において取引日現在買い戻された元本の1%とする。
- 以降は、早期買戻し手数料は課されない。

期末において買い戻される受益証券および債券取引に関し、パフォーマンス・リンク債の取引日が10月13日となり、かつ、受益証券買戻日が10月12日となる場合には、買戻し手数料にかかる費用および買戻し手数料にかかる収益の発生は、異なる会計期間において認識される。したがって、買戻し手数料未収金および買戻し手数料未払金は、報告期間末日現在においてそれぞれ未決済買戻受益証券および債券取引として認識される。

注8. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2019年 豪ドル	2018年 豪ドル
F V P Lで測定する金融資産 (2018年：売却可能金融資産)、取得原価	168,390,720	185,604,390
未実現利益／(損失)	5,794,272	(3,221,388)
F V P Lで測定する金融資産 (2018年：売却可能金融資産)、公正価値	174,184,992	182,383,002

パフォーマンス・リンク債は、投資先ファンドのパフォーマンスに連動する。パフォーマンス・リ

リンク債からのリターンは、投資先ファンドの想定上の投資額を参照することにより、決定される。パフォーマンス・リンク債は、2023年9月29日を満期としてパフォーマンス・リンク債発行会社により発行された。

ゼロ・クーポン債発行会社による、予定満期日付のゼロ・クーポン債の償還額の支払は、ゼロ・クーポン債発行会社がゼロ・クーポン債の発行手取金を、発行日付でスワップの取引相手方に支払い、元本を乗じた予定償還価格を、予定満期日付でスワップの取引相手方から受領するスワップにより、保証されている。ゼロ・クーポン債は、予定されている2023年9月29日の満期日において、元本の100%で償還される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の内訳は以下の通りである。

2019年11月30日現在	保有高	公正価値 (豪ドル)	純資産に占める割合 (%)
ゼロ・クーポン債	169,920,000	162,205,632	91.47
パフォーマンス・リンク債	169,920,000	11,979,360	6.76
合計		174,184,992	98.23

2018年11月30日現在	保有高	公正価値 (豪ドル)	純資産に占める割合 (%)
ゼロ・クーポン債	187,290,000	163,579,086	87.06
パフォーマンス・リンク債	187,290,000	18,803,916	10.01
合計		182,383,002	97.07

注9. 現金および現金同等物

2019年11月30日現在、4,961,564豪ドルの現金預金（2018年：3,445,540豪ドル）は、3,701,856豪ドルの豪ドル預金（2018年：2,213,560豪ドル）、359,039米ドルの米ドル預金（2018年：391,321米ドル）、49,059英ポンドの英ポンド預金（2018年：49,006英ポンド）および無利息の47,189,605円の日本円預金（2018年：50,692,817円）を表している。すべての預金は、受託会社の関係会社である香港上海銀行（「HSBC」）に設置されていた。

注10. 受益者資本

申込み

当初申込期間中、受益証券は、適格投資者によって受益証券一口当たりの申込価格で申し込むことができる。当初申込期間は2015年8月31日に始まり、2015年10月7日に終了する（「当初申込期間」）。当初申込期間中に申込まれた受益証券は、当初払込日に発行される。管理会社は、何らかの理由により、受益証券の当初の申込みを終了することを決定することができる。

当初申込期間終了後、受益証券の申込みは行われない。

買戻し

受益証券は、受益者の判断により各買戻日において買戻しを申し込むことができるが、買戻日は、各取引日および／または（受託会社と協議の上）管理会社が最終買戻日まで（同日を含む）特定の場合に決定することができるその他の日である。

受益者が買戻日において買戻しに供することができる受益証券の口数は、10,000口以上とし、これを上回る場合には10,000口（または管理会社が決定するその他の口数）の整数倍とする。

	2019年 豪ドル	2018年 豪ドル
発行済受益証券：		
170,820,000口（2018年：190,750,000口）：		
一口当たり1.00豪ドル	170,820,000	190,750,000
	受益証券口数	受益証券口数
発行済および全額払込済受益証券口数：		
期首現在	190,750,000	231,060,000
期中買戻し	(19,930,000)	(40,310,000)
期末現在	170,820,000	190,750,000

注11. 税制

現行のケイマン諸島の法律に基づき、トラストおよびファンドはケイマン諸島のいかなる収益税またはキャピタル・ゲイン税も課せられない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂版）第81条に基づき、トラストの設立から50年間、ケイマン諸島において制定される、利益または収益について計算される税金、資本性資産、キャピタル・ゲインもしくは評価益について計算される税金または財産税もしくは相続税の性質を有するその他の税金を課すいかなる法律の適用をも受けない確証を、ケイマン諸島の総督から受領している。

他の国々で発行された証券に係わる分配金など、他の税管轄国からの収益には、当該国において源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税が課されることがある。外国における収益にかかる源泉徴収税は、当該課税国の適用税率にしたがって徴収される。

注12. 分配

2019年11月30日に終了した年度中、支払分配金または未払分配金はなかった（2018年：該当なし）。

注13. 財務書類上の受益者に帰属する純資産と公表された純資産価額との調整

	2019年 豪ドル	2018年 豪ドル
財務書類上の受益者に帰属する純資産	177, 324, 180	187, 887, 287
準備金への調整（下記(a)参照）	(2, 153, 244)	(2, 104, 188)
報告日現在の公表された受益証券一口当たり純資産価格の 計算に使用された純資産	175, 170, 936	185, 783, 099
公表された発行済受益証券口数	170, 820, 000	190, 750, 000
公表された発行済受益証券一口当たり純資産価格（下記(b) 参照）	1. 0254	0. 9739
発行済受益証券一口当たり純資産価格（下記(c)参照）	1. 0380	0. 9849

(a) 公表された発行済受益証券一口当たり純資産価格は、英文目論見書に従って計算されており、IFRSにより要求されているように該当期間において監査費用、弁護士費用およびその他の運用費用を発生時に費用計上するのではなく、ファンドの定められた存続期間全体にわたり、これらの費用に対する準備金を含むものである。

(b) 公表された受益証券一口当たり純資産価格1.0254豪ドル（2018年：0.9739豪ドル）の計算は、純資産175,170,936豪ドル（2018年：185,783,099豪ドル）および2019年11月30日現在の発行済受益証券の合計口数170,820,000口（2018年：190,750,000口）に基づいている。

(c) 財務書類上の受益者に帰属する一口当たり純資産価格1.0380豪ドル（2018年：0.9849豪ドル）の計算は、純資産価額177,324,180豪ドル（2018年：187,887,287豪ドル）および2019年11月30日現在の発行済受益証券の合計口数170,820,000口（2018年：190,750,000口）に基づいている。

注14. 金融商品、金融資産ならびに金融負債、およびリスク管理方針

その他の金融商品

ファンドの投資活動は、ファンドが投資する金融商品に関連する各種リスクに晒される。ファンドが晒される最も重大な金融リスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクは、外国為替リスク、価格リスクおよび金利リスクを含む。

ファンドの投資運用方針は、下記の手順を通じて決定される。管理会社はファンドの資産に対して非一任型の運用サービスを提供し、主に投資証券が確実にファンドの投資目的に合致するようにし、ファンドの資産が、信託証書および英文目論見書に明記される投資限度および借入限度を超えて使用されるのを防ぐために合理的な手順を踏み、かつ、すべてのデュー・デリジェンスを実施する責任を負う。管理会社の取締役会は、関連信託証書および英文目論見書において詳述される範囲で、ファンドの構造の管理に対して全体的に責任を負う。

投資運用の方針は非一任型であり、ファンドはその資産を一对一の割合でゼロ・クーポン債およびパフォーマンス・リンク債（総称して「債券」）に投資する。したがって、ファンドのリターンは、

パフォーマンス・リンク債およびゼロ・クーポン債のパフォーマンスに依拠する。パフォーマンス・リンク債のリターンは、投資先ファンドに連動したリターン、パフォーマンス・リンク債発行会社の業績および運用実績、ならびにパフォーマンス・リンク債の価格に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に依拠する。ゼロ・クーポン債のリターンは、豪ドルのイールドカーブの変動、ゼロ・クーポン債発行会社の業績および運用実績、ならびにゼロ・クーポン債の価格に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に依拠する。

本報告期間終了時点の発行済みの金融商品の性質およびその範囲、ならびにファンドによって採用されるリスク管理方針は、下記において論じられる。

(a) 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動の結果金融資産の価格が変動するリスクであり、かかる変動は個々の資産特有の要因または市場における全資産に影響する要因により生じる。

パフォーマンス・リンク債の買戻価格が投資先ファンドの既定の規則に連動し、したがって、本ポートフォリオのボラティリティに連動することから、ファンドはその投資証券に関して市場リスクに晒される。ゼロ・クーポン債が、予定されている2023年9月29日の満期日において元本の100%で償還されることにより、かかるリスクは部分的に軽減される。

投資先ファンドのポートフォリオは、以下のマージンの分配によって構成された（未監査）。

マーケット・セクター	マージン%	マージン%
	2019年	2018年
卑金属	9.6%	14.1%
債券	15.9%	4.1%
農作物	6.9%	11.3%
通貨	14.3%	24.5%
エネルギー	9.3%	22.3%
エクイティ・インデックス	19.2%	7.2%
家畜	1.1%	1.2%
貴金属	16.4%	11.8%
格付け	7.3%	3.5%
合計	100.0%	100.0%

(i) 外国為替リスク

外国為替リスクは、外国為替レートの変動にともない、金融資産および金融負債の価格が変動するリスクである。ファンドにより発行される受益証券は豪ドル建てであり、受益証券は同通貨でのみ発行され、買い戻される。ファンドはその資産の大半を豪ドル建ての債券に投資する。

パフォーマンス・リンク債が連動している投資先ファンドは、豪ドル以外の通貨建てにより取引される投資有価証券の構成銘柄を反映するため、債券が外国為替リスクに晒される範囲で、ファンドは外国為替リスクに晒される。したがって、ポートフォリオおよびそれに伴ったパフォーマンス・リンク債の価格は、外国為替レートの変動により有利または不利に動く可能性がある。

2019年および2018年11月30日現在、ファンドはまた、豪ドル以外の通貨建てによる資産および負債を有しているため、外国為替リスクに晒される。

ファンドの純資産に占める通貨の割合は、下記の通りであった。

通貨毎の資産および負債の分析（合計額は、2019年および2018年11月30日付の為替レートに基づき、豪ドルで表示されている。）

2019年11月30日現在

	日本円	米ドル	英ポンド	豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	-	-	-	174,184,992	174,184,992
未収買戻し手数料	-	-	-	24,700	24,700
ブローカーからの未収金				913,590	913,590
現金および現金同等物	636,213	529,947	93,548	3,701,856	4,961,564
資産合計	636,213	529,947	93,548	178,825,138	180,084,846
負債					
未払買戻金	-	-	-	2,523,599	2,523,599
未払勘定および未払債務	-	57,436	-	179,631	237,067
負債合計	-	57,436	-	2,703,230	2,760,666
為替エクスポージャー 純額	636,213	472,511	93,548	176,121,908	177,324,180

2018年11月30日現在

	日本円	米ドル	英ポンド	豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	-	-	-	182,383,002	182,383,002
未収利息	-	404	7	123	534
未収買戻し手数料	-	-	-	21,000	21,000
ブローカーからの未収金	-	-	-	3,300,148	3,300,148
現金および現金同等物	611,262	535,067	85,651	2,213,560	3,445,540
資産合計	611,262	535,471	85,658	187,917,833	189,150,224
負債					
未払買戻金	-	-	-	1,013,670	1,013,670
未払勘定および未払債務	-	51,980	-	197,287	249,267
負債合計	-	51,980	-	1,210,957	1,262,937
為替エクスポージャー 純額	611,262	483,491	85,658	186,706,876	187,887,287

感応度分析

2019年および2018年11月30日現在、以下の通貨に対して豪ドルが10%値を上げた場合、純資産は、以下の金額分減少／（増加）したと考えられる。かかる感応度分析は、変更の可能性が合理的にあり得るとの経営陣による最良の見積りを表しており、その他のすべての変動要素、とりわけ金利が一定と仮定している。

	純資産 2019年 豪ドル	純資産 2018年 豪ドル
日本円	63,621	61,126
米ドル	47,251	48,349
英ポンド	9,355	8,566

2019年および2018年11月30日現在、上記の通貨に対して豪ドルが10%値を下げた場合、上記の通貨には上記と同額分だが反対の影響があったと考えられる。かかる分析は、その他のすべての変動要素が一定と仮定している。

豪ドル以外の通貨建てで測定される金融資産を保有する投資家は、外国為替レートの変動によるリスクに晒される。ファンドの受益証券の純資産価額が、当初豪ドルで投資された元本を上回る場合においても、当該通貨においては、純資産価額が減少する可能性がある。

(ii) 価格リスク

価格リスクは、主に「公正価値で測定する金融資産」に分類される保有金融商品の将来の価格に対する不確実性により生じるリスクであり、価格変動に直面した際に、ファンドがその保有ポジションを通じて被るであろう含み損を表す。

債券への投資証券は、計算代理人によって提供される各評価日の終了時点における価格で評価される。公表純資産価額の目的では、計算代理人によって提供される価格は、管理会社、受託会社および管理事務代行会社によって最終的なものとして扱われる。

ファンドの価格リスクは、パフォーマンス・リンク債の価格変動によって生じる。これらの価格変動は、投資先ファンドの既定の規則に従った価格に影響を及ぼすマネージド・コモディティーズ・フューチャーズのボラティリティの変化の結果として生じるものである。これらの価格変動は、パフォーマンス・リンク債の価格に反映され、またファンドの純資産価額に影響を及ぼす。

受益証券のリターンは、投資先ファンドを含むポートフォリオの価格変動に依拠する。受益証券の取引価格は、投資先ファンドを構成するマネージド・コモディティーズ・フューチャーズの価格変動その他の事由により、満期日前に大幅に変動する可能性がある。受益証券は、投資先ファンドに対する直接投資に相当するものではない。

その他のすべての変動要素が一定と仮定して2019年および2018年11月30日現在のマネージド・コモディティーズ・フューチャーズ・ファンドが1%上昇したと仮定すると、ファンドの純資産価額および収益は約8,386豪ドル（2018年：18,804豪ドル）増加すると考えられる。その他のすべての変動要素が一定と仮定して2019年および2018年11月30日現在のマネージド・コモディティーズ・フューチャーズ・ファンドが1%下落したと仮定すると、ファンドの純資産価額および収益は約8,386豪ドル（2018年：18,804豪ドル）減少すると考えられる。かかる感応度分析は、変更の可能性が合理的にあり得るという経営陣の最良の見積りを表している。

感応度分析の限界として、以下が挙げられる。

- 市場価格リスクの情報は、正確な数値というよりはむしろ相対的な見積りである。
- 市場価格情報は仮定に基づいた結果を表したものであり、予測は意図していない。
- 将来の市況は、過去の市況から大幅に変動する可能性がある。

(iii) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動の結果として金融商品の価格および将来的なキャッシュ・フローが変動するリスクである。

その他のすべての変動要素が一定と仮定して2019年および2018年11月30日現在の豪ドルのイールドカーブが1%上昇したと仮定すると、ファンドの損益を通じて公正価値で測定する金融資産、ならびに、その結果として純資産価額および収益は約6,001,608豪ドル（2018年：11,123,378豪ドル）減少すると考えられる。その他のすべての変動要素が一定と仮定して2019年および2018年11月30日現在の豪ドルのイールドカーブが1%下落したと仮定すると、ファンドの純資産価額は約6,001,608豪ドル（2018年：11,123,378豪ドル）増加すると考えられる。かかる感応度分析は、変更の可能性が合理的にあり得るという経営陣の最良の見積りを表している。

ファンドは、利付き勘定に預けられた現金および現金同等物にかかる金利リスクに晒される。2019年11月30日現在保有される現金および現金同等物の金額は、ファンドの純資産価額の2.80%（2018年：1.83%）を占める。これらの金額に対する金利変動にかかる感応度、およびそれに伴うファンドの純資産価額に対する影響は重大ではないと考えられる。ファンドは、予想される費用を賄う以外は現金を留保する方針ではないが、報告日現在のキャッシュ・ポジションには短期の買戻しの支払いのために保有される金額が含まれている。2019年11月30日^(訳注)現在の豪ドルおよび米ドルの金利への感応度の1%（2018年：1%）の変動により、保有する現金から得られた利息の大幅な増加をもたらす可能性は極めて低く、経営陣はファンドの総資産および利益の潜在的な増減は重大ではないと判断している。かかる感応度分析は、変更の可能性が合理的にあり得るという経営陣の最良の見積りを表している。

（訳注：原文では”31 July 2019”と記載されているが、正しくは”30 November 2019”であるため、和文では「2019年11月30日」と記載している。）

(b) 信用リスク

信用リスクは、金融商品、現金および現金同等物の金融機関ならびに銀行への預金により生じるリスクである。ファンドは、金融商品が単一の機関により発行され、現金および現金同等物が単一の銀行により管理されているため、重大な信用リスク集中の対象となる。

信用リスクは、相手方による義務の不履行が、報告日現在における保有金融商品から生じる将来的なキャッシュ・フローの金額を減少させることになる範囲に限定して関連する。

ファンドが、その投資目的に、一対一の割合でシグナム・モメンタム・リミテッド（Signum Momentum Limited）により発行されるゼロ・クーポン債およびクォーティックス・フィナンシャル・プロダクツIIリミテッド（Quartix Financial Products II Limited）により発行されるパフォーマンス・リンク債に投資すると明記していること、ならびに現金および現金同等物がファンドの受託会社および香港上海銀行グループ内のその関連会社に預託されていることから、信用リスク管理能力は限定される。加えて、債券の計算代理人はゴールドマン・サックス・インターナショナルである。かかる信用リスクは、かかる金融機関および銀行が独自に「A」または同等の最低格付を得ていることを前提として管理される。

信用リスクに関する開示は、基礎となる金融商品がIFRS第9号の減損開示の対象であるか否かに基づき、2つのセクションに分割される。

IFRS第9号の減損要件の対象となる金融資産

ファンドのIFRS第9号における予想信用損失モデルの対象となる金融資産は、その他の未収金ならびに現金および現金同等物のみである。2019年11月30日現在、未収金ならびに現金および現金同等物の合計は590万豪ドルであり、その内計上された損失引当金はなかった（2018年11月30日：合計677万豪ドルであり、その内生じた損失はなかった。）。これらの資産に信用リスクが集中しているとはみなされない。減損しているとみなされる資産はなく、当期において償却された金額はな

い。未収金ならびに現金および現金同等物のみが I F R S 第 9 号の E C L モデルによる影響を受けるため、ファンドは一般的なアプローチを採用している。

I F R S 第 9 号の減損要件の対象とならない金融資産

ファンドは、金融商品にかかる信用リスクにさらされている。これらの金融資産のクラスは F V P L で測定されるため、I F R S 第 9 号の減損要件の対象とはならない。これらの資産の帳簿価額は、I A S 第 39 号 (2018 年) および I F R S 第 9 号 (2019 年) の両方に基づき、各報告日における I F R S 第 9 号の減損要件の対象とならない金融商品にかかる信用リスクに対するファンドの最大エクスポージャーを表している。したがって、これらの商品については、信用リスクに関する開示を別途最大限に行うことはない。

2020 年 3 月 4 日現在、計算代理人は、S & P グローバル・レーティングによる B B B + / A - 2、ムーディーズによる A 3 / P - 2 およびフィッチ・レーティングスによる A / F 1 の格付を有していた。さらに、ファンドの現金および現金同等物は、2020 年 3 月 4 日現在、S & P グローバル・レーティングによる A A - / A - 1 + およびムーディーズによる A a 3 / P - 1 の格付を有する香港上海銀行に預託されている。

パフォーマンス・リンク債の発行体およびゼロ・クーポン債の発行体は格付けされていない。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、ファンドが金融資産に関連する義務の履行のため、資金を調達する際に困難を被るリスクである。流動性リスクは、金融資産を公正価値に近似する金額により早急に売却することが不能な場合に生じうる。

英文目論見書の条件に従って、ファンドの受益者は、ファンドの各買戻日において受益証券の買戻しを請求することができる。管理会社は、それにしたがって、買い戻される受益証券に資金を充当するために、ファンドが保有する割合の債券の買戻しを行う。債券は、1 か月前の通知により、満期日前であっても公正価値に近い価格により売却することができる。原債券の買戻し条件として、買戻日から 23 営業日以内に受益者に支払われ、それにより、買戻手取金が受益者に支払われる前に、債券の一部売却による決済を可能にする。ファンドが投資する債券の性質により、ファンドはその受益証券を早急に買い戻すことができない可能性があるため、ファンドは流動性リスクに晒される。

分析の概要は、以下のとおりである。

2019 年 11 月 30 日現在	1 か月未満 豪ドル	1 か月以上、 3 か月未満 豪ドル	3 か月以上、 1 年未満 豪ドル	1 年以上 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	174,184,992	-	-	-	174,184,992
未収買戻し手数料	24,700	-	-	-	24,700
ブローカーからの未収金	913,590	-	-	-	913,590
現金および現金同等物	4,961,564	-	-	-	4,961,564
資産合計	180,084,846	-	-	-	180,084,846
負債					
未払買戻金	2,523,599	-	-	-	2,523,599
未払勘定および未払債務	237,067	-	-	-	237,067
負債合計	2,760,666	-	-	-	2,760,666

2018年11月30日現在	1 か月未満 豪ドル	1 か月以上、 3 か月未満 豪ドル	3 か月以上、 1 年未満 豪ドル	1 年以上 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	182,383,002	-	-	-	182,383,002
未収利息	-	534	-	-	534
未収買戻し手数料	21,000	-	-	-	21,000
ブローカーからの未収金	3,300,148	-	-	-	3,300,148
現金および現金同等物	3,445,540	-	-	-	3,445,540
資産合計	189,149,690	534	-	-	189,150,224
負債					
未払買戻金	1,013,670	-	-	-	1,013,670
未払勘定および未払債務	249,267	-	-	-	249,267
負債合計	1,262,937	-	-	-	1,262,937

注15. 資本管理

管理会社は、ファンドの資本はファンドの受益証券申込みおよび買戻しによる純収益により構成されると考える。

ファンドは、（注1に記載されている）投資目的に従って実質的にそのすべての資産を投資し、その投資運用方針は一任型ではない。

ファンドが遵守すべき資本の開示に関する規制上または法令上の要件はない。

注16. 関連当事者取引

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資にかかる運用、ファンドに関する金銭借入れの権限の行使、ファンドの収益および／もしくは資本から受益者に分配または中間分配を行うことについての受託会社への宣言および指示、ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しについて、基本信託証書（改訂および再表示）の下で責任を負う。

受託会社は、ファンドの管理および受益者の登録保持について、基本信託証書（改訂および再表示）の下で責任を負う。

すべての関連当事者は、ファンドの資産から手数料および費用を受領する権利を有する。これらの報酬の詳細は、財務書類の注記6に記載されている。

注17. 公正価値の見積り

公正価値測定は、測定全体として公正価値ヒエラルキーのレベルに分類され、レベルの決定は、公正価値測定全体にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づいて行われなければならない。この目的のため、インプットの重要性は、全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定で観測可能なインプットを使用しても、観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合には、当該測定はレベル3の測定である。特定のインプットの公正価値測定全体に対する重要性を評価するためには、資産または負債に固有の要素を考慮して判断する必要がある。

「観測可能」を構成するものを決定するには、管理会社の重要な判断が要求される。管理会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能で定期的に配信または更新され、信頼できかつ検証可能で、独占されておらず、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源から提供されるものと考えている。

ファンドの金融資産は、パフォーマンス・リンク債等のように、活発な市場で値付けされていない。

かかる資産の公正価値は、ターム・シートに従い、評価モデルを使用して計算代理人により決定される。当該モデルは観測可能なデータのみをベースにしていなかったため、ファンドの金融資産はすべてレベル3に分類される。金融資産がすべてレベル3に分類されているため、値付けされていない投資有価証券をレベル1、レベル2およびレベル3のレベル別に示した表は掲載されていない。

以下の表は、2019年および2018年11月30日に終了した年度における、レベル3の金融商品の変動を示している。当期において、レベル3測定からの移動、またはレベル3測定への移動はなかった。

2019年11月30日	豪ドル
2018年12月1日現在残高	182,383,002
当期中の処分額：	
売却にかかる収入	(17,508,885)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる実現純利益	295,215
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる未実現利益の純変動	9,015,660
2019年11月30日現在残高	174,184,992
報告期間末現在に保有する資産について損益に含まれる当期利益合計	9,310,875
2018年11月30日	豪ドル
2017年12月1日現在残高	223,699,179
当期中の処分額：	
売却にかかる収入	(39,340,070)
売却可能金融資産の売却にかかる実現純損失	(735,970)
売却可能金融資産の公正価値の変動	(1,591,965)
包括利益計算書に含まれる利益に対する再分類修正：	
処分にかかる利益	351,828
2018年11月30日現在残高	182,383,002
報告期間末現在に保有する資産について損益に含まれる当期損失合計	(735,970)

注18. 報告日以降の事象

報告日以降、本財務書類の承認日までにおいて、買戻価格合計6,032,195豪ドルの買戻可能受益証券5,880,000口がファンドから買い戻された。その他の重大な事象は開示されなかった。

注19. 財務書類の承認

本財務書類は、2020年4月8日付で受託会社および管理会社により承認され、発行の権限を付与された。

(3) 投資有価証券明細表等

投資明細表は、財務書類の注記 8 に記載のとおりである。

IV. お知らせ

該当事項はありません。